

財務省
農林水産省
経済産業省
令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十四条第一項の規定に基づき、鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成三年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>附則抄 (施行期日)</p> <p>1 「略」</p> <p>(表示の特例)</p> <p>2 第二条第一号の規定にかかわらず、缶であつて、飲料が充てんされたものの製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示をすることが困難な場合にあつては、<u>当分の間</u>、<u>缶の胴以外の部分</u>に表示をすることができる。</p>	<p>附則抄 (施行期日)</p> <p>1 「略」</p> <p>(表示の特例)</p> <p>2 第二条第一号の規定にかかわらず、缶であつて、飲料が充てんされたものの製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示をすることが困難な場合にあつては、<u>当分の間</u>、<u>様式一及び様式三中</u>「17mm」とあるのは「10mm」と、「10mm」とあるのは「6mm」と、「14ポイント」とあるのは「10ポイント」と、<u>様式二及び様式四中</u>「20mm」とあるのは「10mm」と、「12mm」とあるのは「6mm」と、「16ポイント」とあるのは「10ポイント」と読み替えて、<u>缶の胴以外の部分</u>に表示をすることができる。</p>

(経過措置)

3 平成五年四月二十四日までに製造され、又は輸入された缶であつて、飲料が充てんされたものについては、法第二十五条、第三十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は適用しない。

別表(第一条関係)

指定表示製品の区分	様式
鋼製の缶(胴が鋼製のものをいう。) ()であつて、飲料が充てんされたもの	様式一
アルミニウム製の缶(胴がアルミニウム製のものをいう。) ()であつて、飲料が充てんされたもの	様式二

(経過措置)

3 平成五年四月二十四日までに製造され、又は輸入された缶であつて、飲料が充てんされたものについては、法第十七条、第二十一条第二項及び第二十六条から第二十八条までの規定は適用しない。

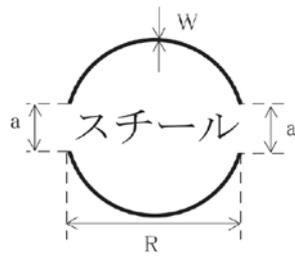
別表(第一条関係)

指定表示製品の区分	様式
鋼製の缶(胴が鋼製のものをいう。) ()であつて、飲料が充てんされたもの	胴の外径が六〇・〇ミリメートル未満のものについては、様式一 胴の外径が六〇・〇ミリメートル以上のものについては、様式二
アルミニウム製の缶(胴がアルミニウム製のものをいう。) ()であつて、飲料が充てんされたもの	胴の外径が六〇・〇ミリメートル未満のものについては、様式三 胴の外径が六〇・〇ミリメートル以上のものについては、様式四



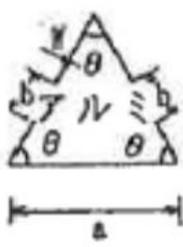
a : 一辺の長さ (6mm 以上)
 b : 一辺の切れ目の幅 (a の 3/5 以内)
 W : 線の幅 (0.6mm 以上)
 θ : 1つの角の大きさ (60°)
 文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305 に規定する 4 ポイントの活字以上の大きさとする。

様式二
 「削る」



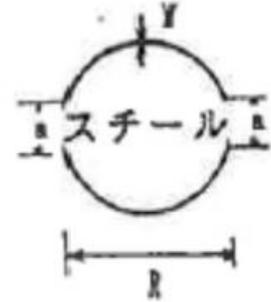
R : 円の外径 (6mm 以上)
 a : 円の切れ目の幅 (R の 3/5 以内)
 W : 線の幅 (0.6mm 以上)
 文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305 に規定する 4 ポイントの活字以上の大きさとする。

様式一



a : 一辺の長さ (17mm 以上)
 b : 一辺の切れ目の幅 (10mm 以内)
 W : 線の幅 (1mm 以上)
 θ : 1つの角の大きさ (60°)
 文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305 に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさとする。

様式三
 様式二
 「略」



R : 円の外径 (17mm 以上)
 a : 円の切れ目の幅 (10mm 以内)
 W : 線の幅 (1mm 以上)
 文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305 に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさとする。

様式一

「削る」

備考 表中の「」は注記である。

様式四

「略」

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。